

(別紙)

指定 平成23年 1月11日

告示 平成23年 1月11日

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
○ 雑誌	22-16	今日からヒットマン 17	(株)日本文芸社	52970-76	著しく青少年の性的感情を刺激し、又
○ "	22-17	劇場版山口組白書 激闘を勝ち抜いた侠たち!	(株)徳間書店	862944-1	は著しく青少年の粗
○ "	22-18	劇画マッドマックス 12月号	(株)コアマガジン	03369-12	暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは
○ "	22-19	漫画実話ナックルズ 12月号	ミライ出版(株)	18421-12	助長し、その健全な
○ "	22-20	漫画実話ナックルズ E・R・O	ミライ出版(株)	68462-91	育成を阻害するおそれがある。

【参考】

次のものは、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書等として、佐賀県青少年健全育成条例（以下「条例」という。）第13条第1項の規定による有害図書の告示がなくても指定された図書等と同様の取扱いがなされます。

- (1) 書籍又は雑誌その他の印刷物で、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描写した絵を掲載するページが10ページ以上又はその総ページの10分の1以上を占めるもの【条例第13条第2項の規定】
- (2) 録画盤又は録画テープで、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を描写した場面の描写の時間が連続して3分を超えるもの又はその時間が合わせて5分を超えるもの【条例第13条第3項の規定】
- (3) 日本映像倫理審査機構又はコンピューターソフトウェア倫理機構が審査し、18歳未満の者に対して販売し、又は貸出すことを禁止したもの。（15歳未満の者に対してのみ販売し、又は貸出すことを禁止したものを除く。）【条例第13条第4項の規定】

○=コミック誌